

千葉市条例第13号

千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部を改正する条例

例

千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例（平成28年千葉市条例

第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
(組織) 第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。 [附設]	(組織) 第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。 2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。	(組織) 第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。 2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)～(4) [略]	3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1)～(4) [略]	3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1)～(4) [略]
(委員の任期) 第4条 [略] 2 [附設]	(委員の任期) 第4条 [略] 2 [附設]	(委員の任期) 第4条 [略] 2 [附設]
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会議) 第6条 [略] 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	(会議) 第6条 [略] 2 審査会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	(会議) 第6条 [略] 2 審査会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から2年を経過する日までの間に任命される委員の任期は、千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内で市長が定める期間とする。

千葉市条例第14号

千葉市子ども・若者基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 子どもや若者の権利の保障

第1節 こどもの権利の保障（第11条～第20条）

第2節 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済（第21条～第31条）

第3節 若者の権利の保障（第32条～第34条）

第3章 子どもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画（第35条～第37条）

第4章 子どもや若者に関する施策の推進（第38条～第40条）

第5章 雑則（第41条）

附 則

全ての子どもや若者は、おとなと同様に、独立した一人の人間として、基本的人権のほか、自分らしく健やかに成長し自立し、幸せな生活を送るための様々な権利を持っています。

ところが、実際には、子どもがおとなから傷つけられたり、他の子どもからいじめを受けたりすることが多くあります。そのため、子どもが持っている権利について、おとなは子どもももつと十分理解することが必要です。そうすることで、おとなは子どもをもつと大切にしなければいけません。お互いを大切にしなければいけないことに気づきます。

また、子どもは、成長の途中で、時には、わからないこと、できないこと、まらちがえることもあるので、まわりの人の支えが必要です。

保護者をはじめ、まわりの人は、一人一人のこどもの個性に気を配って寄り添い、言葉だけではなく、表情やしぐさにも注目し、子どもが愛され、守られていると感じられるよう、必要に応じて手を差し伸べなければなりません。中でも、病気や障害などがある子どもについては、まわりの人や社会の理解や協力が大切です。そうすることで、子どもは毎

日を安全に、かつ、安心して過ごし、自分らしく健やかに成長することができま

加えて、子どもは成長して若者としての時期を過ぎますが、若者と
いっても、学校で学んでいる人、働いている人、おとなとして生活を送
る人や成長の過程にある人など様々な人がいます。中には、社会的な経
験が少なくことや、子どもの頃に育った環境の影響などで、問題を抱え
てしまふ若者がいます。そのような若者が、それぞれの立場で社会に参
加し、自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、まわりの人や
社会が支えることも大切です。

全ての子どもや若者は、みんな大切で、かけがえのない存在です。そ
のため、子どもや若者が誰一人として取り残されることなく、健やかに
成長し、社会に羽ばたくための充実した毎日を過ごすとともに、おとな
と一緒に現在を生きる仲間として、成長に応じて、また、一人一人の状
況に応じて、社会の一員としてそれぞれの役割を果たすことができる社
会の実現が望まれます。

全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができ
る社会を実現するため、国は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約等
の考え方にしたがって、子ども基本法（令和4年法律第77号）という
きまりをつくりました。

本市においても、子ども基本法の目的などを踏まえ、全ての子どもや
若者が自分らしくいきいきと健やかに成長し自立できる社会を、子ども
や若者、おとなが一緒になつてつくっていくことを約束するため、この
条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、社会全体で子どもや若者を育む機運を醸成し、施
策を総合的に推進することにより、全ての子どもや若者が、権利を保
障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社
会に参画していくための環境を整え、もつて子どもや若者一人一人が、
おとなとして将来にわたって尊重され、自己実現を果たすことができ
る社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

(1) 子ども 本市に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は本市に所
在することにも関わらぬ施設・団体を利用し、若しくはこれに所属す
る者で、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等の各段階に限ら
ず、心身の発達過程にあるものをいいます。

(2) 若者 本市に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は本市に所在
する若者に関わる施設・団体を利用し、若しくはこれに所属する者
で、思春期又は青年期にあるものをいいます。

(3) 子どもを養育する者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第6条に規定する保護者及び同法第6条の4に規定する里親その他
の親に代わる者で、現に子どもが生活する上で必要な監護・保護を
行うものをいいます。

(4) 子どもに関わる施設・団体 子どもが育ち、学び、若しくは活動
するために利用し、又は所属する施設又は団体及び子どもの健やか
な成長を支援するために活動することにも関わらぬ全ての施設又は団
体（保育所や児童養護施設等の児童福祉法で定める児童福祉施設、
幼稚園や小学校等の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定め
る学校を含みます。）をいいます。

(5) 若者に関わる施設・団体 若者のうち、社会生活を円滑に営む上
で困難を有する者が利用し、又は所属する施設又は団体をいいます。
(基本理念)

第3条 全ての子どもや若者が自分らしく健やかに成長し自立するため
の支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなけ
ればなりません。

(1) 全ての子どもや若者について、誰一人取り残されることなく、個
人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、それぞ
れの個性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること。
(2) 全ての子どもや若者について、心身の成長及び人格の形成に影響
を与えない虐待及びいじめ、体罰及び不適切な指導、暴力、経済的搾
取、性犯罪及び性暴力、差別等（以下「虐待等」といいます。）か

ら守られるとともに、虐待等を受けた場合には保護され、必要な支援を受けることができること。

(3) 全ての子どもや若者について、その存在を受容され、自尊心が育まれるとともに、社会の一員として必要とされることで得られる安心感を養えるよう、愛情深く養育されること。

(4) 全ての子どもや若者について、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成し、表明するための支援や意見を表明する機会及び社会参画の機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。

(5) 病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもや若者について、個々の状況に応じた配慮がなされること。

(6) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者について、必要な支援を受けることができること。

(7) このどもの養育は家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野において、その構成員が、このどもの養育に関する理解を深め、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、このどもを養育する家庭に対する必要な支援を行うことにより、このどもが健やかに成長する環境を整えること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもや若者が健やかに成長し、自立して社会生活を円滑に営むための切れ目のない支援に関する施策を実施するとともに、市民が基本理念の理解を深めるための周知及び啓発に取り組みなど、社会全体で子どもや若者及び子育てを行う家庭を支援する機運を醸成し、及び子どもや若者の社会参画の促進に取り組みます。

(子どもを養育する者の役割)

第5条 このどもを養育する者は、基本理念にのっとり、子どもが愛され保護されていると感じられるように接するよう努めるとともに、個性や発達及び理解の程度に応じた支援を行い、子どもが社会の一員としての認識を深め、自己肯定感や自己有用感が充足されるよう努めるとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、子どもや若者に関する施策について理解を深めて協力するよう努めるとともに、身近な地域において子どもを見守り、虐待等権利の侵害を受けている子どもを救済し、及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するよう努めるものとします。

(子どもに関わる施設・団体等の役割)

第7条 このどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、基本理念にのっとり、子どもや若者の権利を尊重し、その侵害を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、施設・団体の運営に当たって子どもや若者の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めるものとします。

(事業主の役割)

第8条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が、子育てと仕事の両立を図ることができるよう配慮を行うなど、このどもの養育支援に努めるとともに、雇用する若者の権利を尊重し、職業人としての成長を支援するほか、事業主の社会的責任として、このどもや若者の社会参画の促進に協力するよう努めるものとします。

(周知・啓発)

第9条 市は、この条例の目的等について、市民の関心を高め、理解を深めるため、周知及び啓発に取り組みます。

(子ども週間)

第10条 市は、周知及び啓発の一環として、千葉市子ども週間（以下この条において「子ども週間」といいます。）を設けます。

2 この子ども週間は、11月20日を含む1週間とします。

3 市は、この子ども週間にふさわしい事業を行うものとしします。

第2章 子どもや若者の権利の保障

第1節 このどもの権利の保障

(このどもの権利に関する基本的事項)

第11条 このどもは、権利の主体であり、全てのこのどもは、等しくおとなと同様に、独立した人格を持つ一人の人間として最善の利益が図ら

れ、自分らしく健やかに成長するための権利が保障されなければなりません。

2 こどもの権利は、他の者の権利を侵害しない範囲で、どのような状況においても尊重されなければならず、いかなる侵害も受けることがあってはなりません。

3 こどもの権利について、おとなはもちろんのこと、当事者であることも自身も理解を深めることが重要であり、市は、そのための取組を行わなければなりません。

(安心して生きる権利)

第12条 こどもには、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 生命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) いかなる理由によっても虐待等をされないこと。
- (4) 虐待等によって心身を傷つけられないこと。
- (5) 安全で健やかに成長できる環境において生活ができること。
- (6) 健康に生き、適切な医療を受けることができること。

(自分らしく心豊かに育つ権利)

第13条 こどもには、自分らしく心豊かに育つ権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 自分の考え、気持ち又は願いを自分なりの方法で表明できること。
- (2) 自分らしさが認められ、個性が尊重されること。
- (3) 多様な遊びや体験を通じ、健やかに成長すること。
- (4) 学びの機会が確保され、自分の関心があることについて学ぶこと。
- (5) 安心できる環境で休み、心身を癒すこと。
- (6) こどもの権利について知ること。

(自分を守り、守られる権利)

第14条 こどもには、自分を守り、及び守られる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害に対して拒否できること。
- (2) 辛いことや嫌なことに対して素直な気持ちを表明でき、助けを求

めることができること。

- (3) 不平等な扱いや理不尽な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。

(自分に関することを自分で決める権利)

第15条 こどもには、自分に関することを自分で決める権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言を受けることができること。
- (2) 自分に関することを決めるために、必要な情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されないこと。

(社会に参画する権利)

第16条 こどもには、社会に参画する権利があり、主として次に掲げることが保障されなければなりません。

- (1) 社会のことに対して自分の意見を日常的に表明し、社会に参画する機会が確保されること。
- (2) 表明した意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けることができること。

(虐待等の根絶に向けた取組)

第17条 市は、こどもへの虐待等の権利の侵害については、いかなる理由があっても決して許されるものではないことを、様々な機会を通じ、あらゆる者に対して強く訴えていきます。

2 市は、虐待等の権利の侵害に関し、あらゆる者の知識や理解を深め、こどもに対する虐待等の権利の侵害の防止を図るとともに、こどもが拒否する声や助けを求める声をあげることができるときのための施策に取り組みます。

3 市は、市民が虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われること

もを認知した場合は、速やかに公的な機関等に通報するよう啓発に取り組みます。

(家庭における権利の保障)

第18条 このどもを養育する者は、家庭がこのどもに安らぎを与え、人格形成の礎を築く重要な場所であることを認識し、このどもが意見を形成し表明できるよう支援するとともに、その意見を尊重し、一人一人のこのどもの最善の利益を考慮するとともに、個性や発達及び理解の程度に配慮した養育を行い、このどもの権利の保障に努めるものとします。

2 このどもを養育する者は、いかなる理由があっても、虐待等その他のこのどもの心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはなりません。

3 このどもを養育する者は、このどもに最も近い存在として、積極的に対話し、このどもに、表情やしぐさ等から思いや気持ちを理解し、発達及び理解の程度に配慮した養育を行うよう努めるものとします。

4 このどもを養育する者は、このどもが乳幼児期にあっても、このどもが権利を行使する機会をつくるなど、自らの権利を理解し、適切に行使できる力を育むことができるよう努めるものとします。

5 このどもを養育する者は、発達及び理解の程度その他の事情により、このどもが自ら権利を行使できないときは、このどもの意見、思いや気持ちを理解の上、このどもに代わって権利を行使する措置を講ずるよう努めるものとします。

6 市は、このどもの養育が困難な状況にある家庭又は貧困等によりこのどもが様々な経験を得る機会を失っている家庭に対し、相談に応じるとともに、必要な支援に取り組みます。

7 市は、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこのどもについても、このどもの権利が十分守られるよう必要な支援に取り組みます。

(このどもに関わる施設・団体における権利の保障)

第19条 このどもに関わる施設・団体の関係者（以下この条において「関係者」といいます。）は、その運営に当たり、このどもに関わる施設・団体がこのどもの健やかな成長にとって重要な居場所であることを認識し、このどもの権利の保障及び安全の確保に努めなければなりません。

ん。

2 関係者は、いかなる理由があっても、このどもに対し虐待等をしてはならず、虐待等の防止と早期の発見に努め、虐待等を認識した場合は、速やかに虐待等を受けたこのどもの救済を図るとともに、公的な機関等に通報しなければなりません。

3 関係者は、このども同士の虐待等の防止に努めるほか、虐待等を認識した場合は、速やかに虐待等を受けたこのどもの救済を図るとともに、解決に向けて取り組むものとします。

4 関係者は、このどもに関わる施設・団体の運営に当たり、規則等によりこのどもの活動等に一定の制約を設ける場合は、必要かつ最小限のものとし、その趣旨をこのどもに説明した上で、このどもから意見を聞き、その意見を尊重するよう努めるとともに、適宜妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うよう努めるものとします。

5 関係者は、このどもに関わる施設・団体の運営に当たり、このどもが日常的に意見を表明できる機会を確保するよう努めるほか、可能な限りその意見を反映させるよう努めるとともに、反映させることができないう場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。

6 このどもに関わる施設・団体の設置者及び管理者は、関係者がこのどもの権利の保障及びこのどもの安全の確保に関する理解を深めるため、研修等の実施に努めるものとします。

7 関係者は、このどもの発達及び理解の程度に応じて、このどもが自らの権利の理解を深めることができるよう努めるとともに、権利を行使する機会の確保に努めるものとします。

8 関係者は、市、地域及び他の機関と連携し、このどもの権利の保障及び安全の確保に努めるものとします。

9 このどもに関わる施設・団体のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校については、不登校等により支援を必要とすることにも対し、その思いや気持ちに寄り添い支ええるとともに、他の機関と連携する等により、学びの機会の確保に努めるものとします。

10 市は、こどもの健やかな成長を支えることにも関わる施設・団体の活動に対し、必要な支援に努めます。

(地域における権利の保障)

第20条 市民は、こどもにとって身近な地域が、こどもが様々な立場にある多世代の住民と関わる中で、多様な人間関係を学び、築くための重要な場所であることを認識し、こどもの権利の保障に努めるものとします。

2 市民は、虐待等の権利の侵害を受けていることが疑われるこどもを認知した場合は、速やかに公的な機関等に通報しなければなりません。

3 市民は、地域全体でこどもを見守り、地域がこどもにとつて安全にかつ、安心して過ごせる居場所となるよう努めるものとします。

4 市民は、こどもが様々な地域活動に参加できる機会を確保し、こどもが地域社会の一員としての関わりを強めることができるよう努めるものとします。

5 市は、こどもの健やかな成長を支える市民の活動に対し、必要な支援に努めます。

第2節 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

(相談及び救済)

第21条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、こどもの権利の侵害に関する相談及び救済について、関係機関等と相互に協力及び連携を図るとともに、こども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(救済委員の設置)

第22条 市は、こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、こどもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有し、職務の遂行について利害関係を有しない者のうちから市長が任命します。

3 前項に定めるもののほか、救済委員の定数、任期、再任等に関し必要な事項は、別に定めます。

(相談及び救済の申出)

第23条 何人も、こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、救済委員に対し、相談又は救済の申出を行うことができます。

2 前項に定めるもののほか、救済の申出の手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(救済委員の職務)

第24条 救済委員は、相談若しくは救済の申出又は自己の発意に基づき、助言や支援を行うとともに、必要があると認められる場合は、関係者等への調査、調整、勧告、是正要請及び制度の改善を求めるための意見表明(以下「意見表明」といいます。)を行います。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わるこども又はそのこどもを養育する者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該こども又はそのこどもを養育している者の同意を得なければなりません。ただし、当該こどもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、相談又は救済の対応の状況等について、毎年度、千葉市社会福祉審議会に報告するものとします。

4 救済委員は、勧告、是正要請及び意見表明の内容を公表します。

(調査等の対象外)

第25条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかにかかると該当すると認めるときは、調査を行わないものとしします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 救済委員の行為に関するものであるとき。

(3) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときは除きます。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査等を行うことが明らかに適当でないと思われるとき。

又は意見表明を踏まえ、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

5 市は、救済委員から是正を要請された場合は、救済委員に対して、講じた措置について報告し、措置を講じないときは、その理由について報告するものとし、

6 市は、いかなる相談にも対応でき、何人も気軽に安心して救済委員に相談や救済の申出ができるよう、必要な配慮に努めます。

(調査等への協力義務)

第31条 市は、救済委員の職務の遂行に関し、必要な協力を行わなければなりません。

2 市民及び子どもに関わる施設・団体は、救済委員の職務の遂行に関し、協力をするよう努めなければなりません。

第3節 若者の権利の保障

(若者の権利の保障)

第32条 若者は、家庭、若者に関わる施設・団体、地域及び社会において、自分らしく、円滑な生活を送るための権利が保障されなければなりません。

(若者の相談及び支援)

第33条 市は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が、自立したおとなとして、将来にわたって自己実現を図ることができるよう、相談に応じるとともに、必要な支援に努めます。

(若者の支援に関する理解の促進)

第34条 市は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援に関し、社会全体の理解の促進に努めます。

第3章 子どもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画

(子どもや若者の意見の表明)

第35条 全ての子どもや若者は、日常生活の中で、自分の意見、考え、願い等を自分なりの方法で表明することが保障され、真摯に受け止められるとともに、特に子どもについては、言葉だけでなく表情やしぐさ等からも気持ちを読み取り、理解されるよう配慮されなければなりません。

(救済委員の解任)

第26条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他救済委員として明らかにならざるべき行為があると認められる場合は、これを解任することができます。

(兼職の禁止)

第27条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは首長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、本市に対し請負をする事業者その他これに準ずる団体の役員又は職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の責務)

第28条 救済委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければなりません。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(救済委員の補助者)

第29条 救済委員の職務の遂行を補助するため、補助者を置きます。

2 第27条第1項及び前条の規定は、前項の補助者について準用します。

(救済委員に係る市の責務)

第30条 市は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければなりません。

2 市は、救済委員への相談又は救済の申出に関し、必要に応じて、関係機関と情報を共有し、連携して子どもの支援を行います。

3 市は、子どもや子どもを養育する者等からの相談を受けた場合は、必要に応じて、その対応の状況等を救済委員に報告するものとし、

4 市は、救済委員からの報告又は意見表明を受けた場合は、当該報告

2 市、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、このもや若者に関する計画の策定若しくは施策の実施又は施設若しくは団体の運営に当たり、このもや若者から意見を聴く機会を確保するよう努めるものとします。

3 市、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、このもや若者から意見を聴取する場合には、必要な情報を提供するなど、意見を形成するために必要な支援を行うよう努めるものとします。

4 市、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、意見を表明することが困難なこのもや若者から意見を聴取する場合には、個性、発達及び理解の程度、成育環境等に配慮するとともに、必要に応じて、支援者による意見の代弁など、多様な手段を確保するよう努めるものとします。

5 市は、このもや若者が意見を形成し表明できるよう、必要な情報を理解しやすいように整理して提供するとともに、意見を表明できる機会や場を設けるなど、このもや若者が意見を表明するための支援に努めます。

(このもや若者の意見の反映)

第36条 市、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、このもや若者に関する計画の策定若しくは施策の実施又は施設若しくは団体の運営に当たり、聴取したこのもや若者の意見を反映させるよう努めるものとします。

2 市、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、このもや若者の意見を反映できない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。

(このもや若者の社会参画の促進)

第37条 市は、このもや若者が社会を構成する一員であり、積極的に社会に参画することの重要性について、このもや若者及びおとなの理解を深めるため、周知及び啓発に取り組みます。

2 市は、発達及び理解の程度に於いて、このもや若者が様々な社会的活動に参画する機会を設ける等、このもや若者の社会参画の促進に努めます。

3 市は、このもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体のほか、市民や地域の団体等と連携し、地域におけるこのもや若者の社会参画を促進する取組の充実を図り、必要な支援に努めます。

第4章 このもや若者に関する施策の推進

(市の方針)

第38条 市は、全てのこのもや若者について、権利の侵害を受けることなく、一人一人の個性が認められ、尊重されるところに、個性や発達及び理解の程度に応じて、自分に関わりのあることや社会のことに ついて、意見を表明し、様々な活動に参画できるよう、環境の整備その他の必要な支援に努めます。

2 市は、全てのこのもや若者について、多様な価値観が認められ、尊重されるところに、将来は自立したおとなとして生活基盤が安定し、社会の一員としての認識を持って、円滑に社会生活を営むことができよう、切れ目のない支援に努めます。

3 市は、このもにとつて安全で、かつ、安心できる生活環境は人格形成の礎を築く重要な要素であるとの認識の下、このもを養育する者の子育てに関する不安を解消し、負担を軽減するために必要な支援に努めるところに、家庭での養育が困難なこのもには、このもへの健やかな成長に必要な養育環境を確保するために必要な支援に努めます。

4 市は、地域においてこのもや若者が、様々な住民との関わりの中で豊かな人間関係を築くとともに、安全に、かつ、安心して過ごすことができる居場所を確保するために必要な支援に努めます。

(このも計画の策定及び推進)

第39条 市は、前条に規定する方針に基づき、このもや若者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、このも基本法第10条第2項の規定に基づき市町村このも計画(以下「このも計画」といいます。)を策定します。

2 市は、このも計画の策定に当たっては、このもや若者を含む市民、このもに関わる施設・団体、若者に関わる施設・団体等の意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めます。

3 市は、このも計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、このもや

若者に関する施策について、市内部の連携や調整を強化する体制を整備します。

(こども計画の推進状況の検証)

第40条 市は、こども計画の推進状況を検証するため、千葉市社会福祉審議会の審議に付し、その内容を公表します。

2 市は、前項に規定する検証に当たり、こどもや若者から意見を聴き、こども計画の推進のために活用するよう努めます。

第5章 雑則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

2 千葉市こども基本条例検討委員会設置条例（令和4年千葉市条例第

34号）は、廃止します。

千葉市条例第15号

千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設（同条第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設的一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常による改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。